

## [事案 2021-256] 過払保険料返還請求

・令和4年6月10日 裁定終了

### <事案の概要>

保険料の過払いがあったことを理由に、保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

昭和43年10月に契約した災害割増保険（契約①）を、昭和52年5月に災害割増保険（契約②）に転換し、その後、昭和62年8月に契約②を終身保険（契約③）に転換し、平成2年9月に契約③を定期保険特約付終身保険（契約④）に転換したが、以下の理由により、契約②の過払保険料を返還するとともに、契約③および契約④への転換を無効として契約②に復旧してほしい。

- (1) 契約①の保険料を実際よりも多く支払っており、その結果、契約②の転換価格は、保険会社が主張する転換価格より多かつたはずである。そうすると、転換価格充当後の契約②の保険料は安くなるはずなので、契約②の保険料は過払いになっている。
- (2) 契約③、契約④への各転換は行っていない。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約①の保険料は、申込書記載のとおりであり、転換価格は誤っておらず、契約②の保険料の過払いもない。
- (2) 申立人は各申込書に自署しており、診査医に対し告知を行い検診も受けているため、申立人の意思で各転換はなされている。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の請求と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、保険料の過払い等は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。